

産婦人科の診療体制について

令和6年4月以降、産婦人科医師の退職に伴い診療体制が以下のとおり変更となります。

患者様におかれましては、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【産婦人科】

	月	火	水	木	金
午前	—	—	鈴木医師 (非常勤)	—	—

病院長